

## 平成25年度～ 町民税・固定資産税の納期が「3期」から「4期」に変わりました!!

- 1期分の税額が少なくなり、納付しやすくなります。
- 当該年度の課税所得証明書が6月から発行できます。(平成24年度までは7月1日～)

### ★町税の納期の改正

税目		納期	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
町民税	改正前	3期				●			●			●		
	改正後	4期			●		●		●			●		

税目		期別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
固定資産税	改正前	3期			●			●			●			
	改正後	4期	●			●					●		●	

◆平成25年度から町税の納期が下記のとおりになりました。

税目	納期	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
軽自動車税	全期	●											
町民税	4期			●		●		●			●		
固定資産税	4期	●			●					●		●	
国保税	10期			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

問い合わせ先 税務課 ☎0887-29-3393